

玄海プルサーマル裁判ニュース

No.18
発行日 2015.10.24



発行者: 玄海原発プルサーマル裁判を支える会 会長 澤山保太郎
 編集者: 玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会 代表 石丸初美
 〒 840-0844 佐賀市伊勢町 2-14 TEL 0952-37-9212 FAX 0952-37-9213
 編集責任 永野浩二

E-mail : saiban.jimukyoku@gmail.com
 URL : http://saga-genkai.jimdo.com/
 Facebook : http://www.facebook.com/genkai.genpatsu
 Twitter : @sagakarakaeru

**ただいま
進行中!→**

被告: 九州電力	玄海原発 3号機 MOX 燃料使用差止裁判 控訴審
被告:国	玄海 3号機再稼働差止仮処分 玄海 2~4号機運転差止裁判
	玄海 3・4号機運転停止命令義務付請求裁判

9.7 玄海MOX控訴審、福岡高裁で始まる 9.11 玄海全基差止・行政訴訟 佐賀地裁も



9月7日 福岡高裁へ入廷する原告団・弁護団



8月11日 川内1号機起動に 佐賀の街頭で直ちに抗議
「再稼働は暴挙! 福島犠牲を忘れるな!」

九州電力は8月10日に川内原発1号機を起動させ、10月15日には同2号機を起動させました。火山、地震、過酷事故対策、避難計画など、問題山積の上に、住民の理解も得ないままでの再稼働は暴挙であり、いまだ収束しない3.11福島原発事故の甚大な犠牲を踏みにじるものです。

福島では、放射線の影響による深刻な健康被害があきらかになってきています。国は「全責任を持つ」などと気安くいますが、命を傷つけ、ふるさとを奪った責任は誰も取りようがありません。

今、四国電力の伊方原発、関西電力の高浜原発と並んで、九電は玄海原発に人員をシフトし、玄海再稼働を加速。瓜生社長は「住民説明会は考えていない」と公言、住民無視の傲慢な姿勢をあらわにしています。

法廷闘争を強めながら、九州電力、佐賀県、国などへの行動をさらに強めていかなければなりません。

自治体や議員への働きかけ、電話一本かけること、まわりの人へ一人ずつに真実を知らせていくこと、一人ひとりができることをやっていきましょう。

9月7日、福岡高等裁判所において玄海原発MOX燃料使用差止裁判の第1回控訴審が行われました。3月20日の佐賀地裁の不当判決の誤りを指摘し、原判決の取り消しを求めました。九州各地から控訴人と支援者が集まり、勝利まで闘いぬく私達の意志を確認しあいました。

同11日には佐賀地裁にて玄海原発行政訴訟と全基運転差止裁判の口頭弁論が行われました。意見陳述に立った玄海町の青木一さんは地元としての胸のうちの勇気をもって語られ、グリーンアクションのアイリーンさんは水俣病裁判の経験や国際的な視点からの警告を語られました。法廷内外の動きを詳報します。

No.18 CONTENTS

■MOX第1回控訴審報告	…2	■九電と佐賀県知事への要請行動報告	…10
■9.11全基差止・行政訴訟報告	…3	■安定ヨウ素剤は? 避難バスは?	…12
■青木一さん意見陳述	…5	◆避難計画は「被ばく計画」	…13
■アイリーンさん意見陳述	…6	■法廷外の活動報告	…14
■法廷スケッチを担当して/『今、風は』通信創刊 / 法廷コラム	…8	■リレーコラム/お知らせ	…16

【MOX燃料を使うな！裁判】第1回控訴審(2015.9.7)報告

◆平成27年(ネ)第454号 MOX燃料使用差止請求控訴事件

＜控訴人(一審原告)98名、被控訴人(一審被告)：九州電力＞

★裁判所正門での決意集会

去る3月20日、佐賀地裁における判決は、私たちがただ嘔然とする中、争点となった原告主張をことごとく無視または曲解した不当判決でした。「絶対負けない」、「絶対諦めない」の想いを胸に、直ちに控訴手続きしてから、約半年を経て、福岡高等裁判所において9月7日、第一回控訴審を迎えました。天気が危ぶまれる中、天は我らを応援しているかのように、曇り空の隙間から陽射しが裁判所の庭に降り注いでいました。

14時過ぎ、正門前にて事前集会を持つために原告や支持者の方々が集まってきましたが、折しもこの日は14時から「諫早湾開門訴訟」の控訴審判決が言い渡されるため、そちらの関係者と報道陣が大挙して「今や、遅し」と待ち構えていました。

14時10分頃、当事者の控訴人弁護士らが建物から正門まで足早に駆けてくると掲げた垂れ幕は「不当判決」「開門ゆるがず」、開門請求側の完全敗訴だと騒然とする中、インタビューや取材が始まりました。この判決を出した裁判長も次席判事も私たちの裁判と同じ顔ぶれで、政府の主張を後押しする判断にあまりいい気持を持っていないのですが、参考にこの諫早湾開門訴訟の概要は本号の別ページ「コラム」で紹介することにします。

14時40分頃、一時騒然とした裁判所の正門前が落ち着いてきたところで、初のMOX控訴審前集會を始めました。この時点で集まった原告団と支援者は約60名、石丸初美団長が福岡高裁の法廷にかける新たな心意気を語り、裁判を支える会・澤山保太郎会長からいつもの力強く正義感に溢れる言葉で締め括られ、一同、「何としても逆転判決してやるぞ!」「これまで何も真っ当な反論ができていない被告九電に負けるはずない」という志の結末がしっかりと繋がりました。

☆いよいよ開廷

16時開廷が迫り、控訴人(原告)側傍聴者も法廷に入ったのが約70名、抽選の必要こそ本日はありませんでしたが、傍聴者定員104名の席は90%以上埋まっているようでした。この関心度の高さは、大工強裁判長、小田幸生右陪席裁判官、府内覚左陪席裁判官、三名の合議体に真摯に裁かねばならないというプレッシャーを与えたのではないのでしょうか。

7月3日、私たち弁護団によって裁判所へ提出された

「控訴理由書」には、

- (1) 主張立証責任に関するあり方と原判決の判断基準や判断錯誤の問題点、
 - (2) 九電の争点を明らかにしようとするデータ隠しの状況、
 - (3) 燃料棒の内圧に関する安全余裕度僅か1%の異常事態の問題点、
 - (4) 使用済みMOX燃料の処理と環境汚染に関する法規違反、
- 等々を細部まで分析し、原判決の判断を厳しく評価しながら、被控訴人(被告)九電への反論を展開しています。

★九州電力の態度

控訴理由書を読んだ九電は、「言うだけの安全」と「危険無視」の態度の答弁書を8月24日提出してきました。この中で被控訴人は、第一審に勝ったという奢りから、「国の原子力規制委員会の新規基準に合致していることが審査でも明らかにされているところだ」、「玄海原発3号機には何の違反もなく大丈夫だ」、「控訴人らが危険と指摘する“ギャップ再開”も“サーマルフィードバック”も起きることはないし、たとえ起きたとしても重大事故などには成り得ない」と、証明もせずうそぶいているのです。またこの内容は、佐賀地裁で開かれた証人尋問で自分らが立てた証人の「小鶴証言(九電技術社員:小鶴章人氏証言)」に一方的に立ったもので、MOX燃料とウラン燃料の燃焼による挙動はほぼ同等、ほぼ同様であることが、原子力推進側が解析に使っているFINEコードによって、様々なモデルでも証明されていると答弁しています。

☆事実は違う、MOXは危険!

国も九電も小鶴証人も「燃料が燃えると出てくるFPガス(核分裂生成物の希ガスなど)のペレット外への放出率は、MOXの方がウランより1.3倍多くなる。それだけ、MOXの方はペレット膨張率が小さくなる」と認めています。ところが、FINEコードで採用したモデルでは、上記のガス効果を完全に無視して、[ほぼ同様][ほぼ同等]=【同一】に置き換えてしまったのです。ギャップ再開によって被覆管(燃料棒のさや)への熱伝達が悪くなり、MOXペレットに熱がこもれば、熱の作用でさらにFPガス放出率が増え、さらにギャップが広がるというサー



(写真右から)
小山英之裁判補佐人
福岡高裁判門前アピール
荒川謙一 副代表

マル(熱的)フィードバックが進みます。やがて被覆管の温度が上がると、酸化という発熱反応で被覆管の温度はうなぎ登りに上がって、被覆管が溶けることになります。これが「ギャップ再開」の法的禁止となった理由です。どうして事故などに繋がらないと云えるのでしょうか？

☆闘う！支援傍聴をよろしく

この福岡高裁での初の控訴審法廷で、冠木弁護士団長は「我々は第一審から時間を掛けてギャップ再開の危険性を追及してきたが、未だ九電はしっかりと向き合った回答をしていないし、答えられないことが、3号機MOX燃料がとて危険である証拠であり、この控訴審では、九電が安全と言い切る根拠やメカニズムやシステムを具体的に示し、説明責任を果たしてもらうことを要求する」という主旨の陳述をされました。

また、武村弁護士も原判決には「伊方最高裁判決の言う主張立証責任のあり方が書かれているが、実際には九電に対し正しく責任を履行させていないこと、その



福岡高等裁判所第4民事部の裁判官
スケッチ/竹田浩二

他にも判断誤認や欠落部分があるので、それを正しく補ってやり直すことを強調し求め、さらに控訴人は追加主張をする準備がある」ことを述べました。裁判所はこれを手続きとして受け入れたので、裁判はこれからまた続いてゆきます！

次回の法廷は12月7日(月)11時～と決定しました。逆転判決を勝ち取るために、法廷傍聴を何卒よろしくお願ひ致します。(文責 荒川謙一)

9.11 玄海全基差止・行政訴訟報告

9月11日、秋の青空のもと、佐賀地裁において、国を相手取った九州電力玄海原子力発電所の運転差止めを求める行政訴訟と、九州電力を相手取った玄海原子力発電所全基運転差止を求める裁判、二つの裁判において意見陳述がそれぞれ行われました。いつものように弁護士の先生方や、小山さん、意見陳述をくださる青木一さん、アイリーン・スミスさん、石丸原告団長を先頭に、多くの原告傍聴者の列が佐賀地方裁判所の中に入ってゆきました。

行政訴訟

平成25年(行ウ)第13号・玄海原子力発電所3号機、4号機運転停止命令義務付け請求事件

この日、先に行われたのは行政訴訟第6回口頭弁論でした。この公判では、「3・11」後、原発反対への思いをもって立ち上がって下さった玄海町の青木一さん(77才)が、原発立地地域の玄海町民として初めて勇気をもって裁判官に訴えられました。胸を張って静かに語られる、その姿に心打たれる思いでした。

国は今回の、第5準備書面において、特に「原告適

格」つまり、訴えた者が、原告となる資格のことで「屁理屈」としか思えない反論を展開してきました。国側は主な理由を二つ挙げています。第一に、年間1ミリシーベルトを超える放射線量を被曝したとしても、それだけでは「生命、身体などに直接的かつ重大な被害を受ける」ことは想定されるとは言えないという主張です。私たちは「原告準備書面2」において、国や原子力規制庁が出した放射能拡散シミュレーションをベースに独自の試算を出し、全国に散らばる原告すべてがICRPの公衆被ばく限度の年間1ミリを被ばくする可能性があるとして主張を出していました。そもそもこの1ミリシーベルトという原子力施設などからの公衆の年間被曝許容線量はICRPの1990年勧告に従っており、日本の各法令などの根拠となっている数字です。原告の主張は、国が自ら依って立つ根拠を自ら覆す話で、同じテーブルでの話になりようがありません。国は国際基準とか離れた、二重基準を適応しようとしているとしか思えません。

第二に国が反論していることは、私たち原告側が、前原子力委員会委員長の近藤駿介氏が、2011年3月2



福岡高裁入廷前

5日に作成した福島第一原子力発電所に於ける想定される最悪シナリオに任意移転希望者が250キロ圏内にも及んでいる事を根拠にして、原子炉から半径250キロメートル以遠に居住する住民の原告適格が当然認められると主張しているけれども、「福島で想定された連鎖的事象や放射線による被害の状況が玄海原発原子炉で発生することはおよそ考えがたい」との主張です。未だ国は「安全神話」にしがみつこうと言うのでしょうか。呆れるばかりです。福島の事故もまた「想定外」という言葉で片付けられました。また「東日本大震災による被災」の如く論じられる事があります。けれども、事実は、津波や地震の被害想定を過小評価していた事業者である東京電力による人災であり、史上最悪の公害事件です。それを黙認・容認し、推進してきた国にも大きな責任があると私たちは考えます。スリーマイル、チェルノブイリ、フクシマは実際に起きた、多くの命に関わる重大事故です。それにも関わらず「およそ考えがたい」と言い、しかも事故を極小評価し、原告適格を論じる事自体、あり得ない反論であると思います。

全基差し止め訴訟

平成23年(ワ)第812号「玄海原子力発電所運転差し止め請求事件」

さて、この日は九電を相手取った全基差し止め訴訟の第13回口頭弁論も行われました。

証言台に立たれたのはグリーンアクション(京都)のアイリーン・美緒子・スミスさんでした。写真家ユージン・スミスさんと共に水俣病を世界へと告発したアイリーンさんは、その後も長年にわたり脱原発を訴え、全国と世界各地を奔走されてきました。この日、ご自分の原点である水俣について語り始められました。原因企業チッソは水俣工場の排水に含まれている有機水銀にあると知りながら、これを隠蔽し、不知火海一帯に被害を拡大させてしまいました。電力会社もまた同じような構造をもっていると思います。

アイリーンさんは、関西電力高浜原発4号機のMOX燃料の品質データの不正を暴いた体験や、米国の科学者であるエドウィン・S.ライマン博士の重要な指摘などを語られました。その言葉はどれも事実に基づいており、説得力がありました。その凛とした佇まいは、この日の法廷全体を包む空気となっていました。

今回、九州電力側は「準備書面5」において「基準地震動」に関する反論を提出してきました。私たちは「断層が引き起こす地震の規模を断層面積から算出する場合、入倉・三宅の式を使った値に対し、武村式を使った

場合の値はどんな断層面積に対しても4.7倍になる。もし武村式をベースにして(他の条件を固定して)基準地震動を評価すれば、地震加速度は基本的に現行の4.7倍になると評価すべきであり、そうすると耐震安全性は根本的に崩れる。現行では、津波の波源評価については土木学会の指針(2002)[1]に基づいて武村式(ただし、断層長さから地震モーメントを求める式)が用いられ、同じ断層でも基準地震動を導くときは入倉式が用いられるという二重基準になっている。地震と津波は福島原発事故を引き起こした当の原因でありながら、未だに二重の評価が行われているのはおかしい。そのため基準地震動評価にもより安全側に立った武村式を使うべきだ」と主張してきました。

これに対して九州電力側は「武村式を用いよという主張は、調査や観測事実などに基づいて標準化された評価手法をもとにして、これに地域的な特性を安全側に配慮する地震動評価全体の体系を無視しており、科学的根拠がなく、ただ、安全側にとり主張だけで武村式を地震動評価に採用すべきと言う主張には合理性がない」と真っ向から反論をしてきました。

そもそも地震とそれに伴う津波の算出基準を二重にする事自体、私たちには納得ゆきませんし、「安全第一」と九州電力は主張するのですから、より安全側に立った基準地震動評価を行うのは当たり前的事ではないかと思えます。この点に関しては、今後法廷における大きな論点になってくると予想されます。

粘り強く、走り抜けよう

私たちが裁判を闘っている最中、九州電力は完全な避難計画も出来ていない、住民への説明も行わない、地震や、津波、火山の破局的噴火に対する対応についても未解決のまま、これら私たちの命と生活に直結する課題も積み残したまま、川内原子力発電所1号機、2号機の再起動ボタンを押しました。しかも今年の上四半期九州電力は188億円の黒字会計だったので、原発を動かす経済的大義すらなかったのです。フクシマの重大事故(公害事件)は日々刻々と綱渡りの状況で、一日数千人の原発労働者に被曝という多大な犠牲を強いながら、ただ溶け落ちた核燃料を冷やすことしか出来ていません。放射能は今もれ続けています。そのような状況の中で再稼働など狂気の沙汰としか思えません。私たちは目先の利益や権益しか考えない、命を置き去りにして突き進む原発を何とか止めなければなりません。

小山さんや、弁護士の先生方の粉骨砕身のお働きにただただ感謝です。私たちは諦めずに、粘り強く、この闘いを走り抜いてゆきましょう。(文責 野中宏樹)



裁判後の報告集会
右 冠木克彦弁護士団長
左 澤山保太郎
支える会会長

9月11日 玄海行政訴訟における青木一さんの意見陳述

私は玄海町に住む青木一と言います。昭和13年1月生まれの77歳です。玄海原発から6キロほどの集落に住んでいます。玄海町の住民として誰かが言葉を出さなければいけないとの思いで、今日は陳述させていただきます。

1.

私は唐津市枝去木という集落の農家に生まれ、昭和33年に玄海町に来て、地元の商事会社に入社しました。

原発については、昭和50年には1号機が、56年には2号機が運転開始されました。

1・2号機のそばに八田という内海がありますが、ここに原発の中を通過してきた冷却水が排出されます。この高温の排水で海水温がどんどん上がって、今まで釣れなかった魚がどんどん釣れるようになりました。隣の家のおじさん達も週に4回ぐらいは魚釣りに行って、ハマチとかボラとかチヌなどを釣っていました。

ところが1年のうちに、骨が曲がったり、目が片方なかったりという奇形魚が出るようになり、町民の中でも釣り人の中でも「原発は危なかぞ、原発の稼働で魚がこやんこつ、どんどん釣れよる」という話が飛び交うようになりました。原発の温排水に何か危険なものが混じっている、魚介類に影響しているのは間違いないと思いました。

2.

3・4号機の増設の話が出てきた昭和53年頃、国が協力金を出すからということで、みんなが飛びつきました。町内では1戸あたり100万円ぐらいの協力金が全戸に交付されることになって、そのお金は町が管理して、部落の運営費などに使うことになりました。漁業関係者には漁業権の補償ということで1戸約1000万円がわたったと聞いています。子どもが1万円札をちらつかすような状況がありました。

出稼ぎなどで町外で生活している人が、いったん玄海町に帰って、籍をおいて、漁業権をとって、協力金をもらおうといったこともありました。悪質なエゴが生まれてしまいました。

交付金に来て、町は裕福になるかと思いましたが、公共事業でハコモノばかりがどんどん増える一方で、漁業は衰退していきました。

3.

玄海原発で事故が起きたらどうなるのでしょうか。

放射能はどこへでも風に乗って飛んでいきます。原発は町の北西の端にありますが、原発から吹いてくる北西の風、冬はこれが一番多いのです。春先から夏にかけては南風、秋から冬にかけては北風も西風も吹きます。西風なら、まっすぐ唐津、糸島、福岡方面に吹いて、唐津まで降った風は海岸の北風によって、佐賀方面に流れることもあります。上空に舞い上がった風

が、西日本全域に流れることもあります。

爆発ということになれば、風に乗って、放射能は九州一円に広がり、どこに住んでいても被ばくを免れないと思います。

県と町が避難計画をつくっていますが、万が一の時にどこへ逃げるのか、避難場所だけは確認しておこうと、今年4月に老人会でバスを貸切にして30キロ圏外の小城市の避難所まで研修旅行に行きました。参加メンバーに、玄海町から避難所まで車で逃げていけるかと聞いたら、「おいどんは、こやんか道路、行ったり来たり、人の後をついて行き来らん。逃げるぐらいなら、死んだ方がましだい。避難しなきゃならんなら、原発はつくらんぼうがよかばい」と、みな口々に言っていました。

もしも大事故が起きたら、それは一企業である九州電力が起こした事故なのに、なぜ住民がふるさとを捨てて逃げなくてはならないのか、理不尽きわまりないことだと思います。

かつて3・4号機の建設予定が打ち出された時、「それは反対しなければ」という声もあちこちの部落で飛び交いました。

そうした中、町民の過半数の署名を集めれば交渉をもてるということで署名運動が展開されました。消防団の幹部で指導員をされていた、私より6歳下の青年が旗振り役となりました。私も消防団をやっている、彼の言っていることはその通りだと思いましたが、工作上、反対の行動には参加できませんでした。

中心で動いた彼は、増設決定後、町にいられなくなり、いつの間にかいなくなっていました。今どこにいるかも分かりません。そういう地域社会なのです。今、彼がどこかで生きているのなら、裁判でこうして訴えていることを応援してほしいと思っています。

町内では今なお、「原発はもういらぬ」という話をしても、仕事の関係などでそう言えない人、しっかりした判断をできずにそのまま聞き流してしまう人が多く、絶対反対と唱える人はなかなか出てこないのが現実なのです。

4.

2011年3月11日、福島原発事故が起きてしまいました。

玄海原発でも、もしも事故が起きたら、玄海町は人の住めない廃墟の村になってしまいます。仮に事故が起きなくとも、使用済み燃料をどこへ持っていくのかも決まっていません。全部廃炉となって、原子炉を取り壊すことになったとしても、近辺の数キロはお墓と同じで、もう誰も住めないのです。



スケッチ／武富泰毅

長崎にはプルトニウム爆弾が落とされました。原爆で苦しんだ人類が、国策によって原子力の「平和利用」として、危険な原発、プルサーマルを続けてきました。しかし、原発はやめて、放射能を出さないエネルギーで電気をまかなえる状態をつくってあげたいと思います。

私も「原子力の電気にたよらないで生きていけるよ」という証のために、2年前に太陽光パネルを設置しました。これであと10年、原子力をつかう九電にお世話にならずに生きていけます。「原発よ、さよなら」と言わせても

らいたいです。

本年1月、原発30キロ圏の伊万里市で八十路の女性が語りかけてきました。「あなたは玄海の人なら、ぜひ原発を止めてください。私は3.11以来、原発が怖くて眠れない日もあります」と。恐怖の心の病に悩む方でした。こうした人々は30キロ圏内だけではないと思います。人間だれしも心おきなく生活できる環境こそ最大に幸せです。

何卒、幾多の人々の苦心に応じて頂きますようお願い申し上げます。

9月11日 玄海全基差止裁判における アイリーン・美緒子・スミスさんの意見陳述

私はアイリーン・美緒子・スミスです。京都市の市民団体、グリーン・アクションの代表です。年齢は65才です。佐賀県の玄海原発でMOX燃料の使用が計画されていると発表された2004年頃から、佐賀県に来るようになりました。

1.

私の第二の古里は、九州です。今でも九州に渡るとほっとします。原発問題との関わりの原点も、九州です。

20代の始め、3年間水俣で暮らし、夫のユージン・スミスと水俣病の写真を撮っていました。その中で、一生忘れられない日があります。1973年3月20日です。水俣病患者の皆さんが、加害企業チッソを相手取った裁判で初めて勝利した日です。法廷の中で裁判官が判決文を読み、語った言葉は一生忘れることはありません。判決要旨には次のように書かれています。「…安全性に疑念を生じた場合には直ちに操業を中止するなどして必要最大限の防止措置を講じ、とくに地域住民の生命・健康に対する危害を未然に防止すべき高度の注意義務を有するものといわなければならない。」この日、司法の重要性、ありがたさを心の底から感じました。この体験は、私の人生と仕事を毎日支えています。

この陳述で語る内容は、全て私が体験したことです。正直に、ありのまま語ります。

2.

1999年、関西電力高浜原発4号機のMOX燃料の装荷前、英国のBNFL社のMOX燃料製造施設MDFで、品質保証の不正・ねつ造が行われたことを市民と弁護士などが中心になり、暴きました。私はその市民の追求追及に大きく関わっていました。この経験を通して確信したことは、情報公開が肝心かなめであるということです。

関西電力と国は、品質保証データに不正・ねつ造があったことについての情報を入手していても、それを当事者の市民や自治体から隠し通そうとしました。国が隠していた事実は、国会の委員会の尋問で議員の追求

追及によりあばかれ、証明されています。関西電力が隠した事も証明されています。しかし、今にいたっても、国も関西電力もこのことについて一言も詫びていません。

3.

玄海3号機ではMOX燃料を使用することになっています。裁判ではMOX燃料については別裁判になっていますが、玄海3号機が動くということはMOX燃料がたかれるということですので、その関係でも発言します。このMOX燃料を製造している会社はメロックス工場はメロックス社を子会社とするアレバ社(アレヴァエヌシー)の施設です。この燃料の品質は、公正な当局の監視もなければ、必要な品質保証データの公開もありません。フランスの市民団体とグリーン・アクションが協力して得た、フランスの原子力安全局ASNの2010年3月31日に発行された書簡には、「ASNは、日本向けの製造品質の監督には従事しておりません。」と書かれています。一方、日本政府のいわば「監督」は品質保証の生データにアクセス出来ない中で行われており、監督にならず、玄海原発3号機のMOX燃料の品質を保証するものではまったくありません。

顧客である関西電力に生データを要求しても、アレバ社から品質保証に関する生データは入手出来なかったと言われました。アレバ社は、自分の顧客にすらこのデータを公開しないのです。アレバ社この会社は歴史的にフランスの核兵器のプルトニウム供給に長年携わってきており、軍事産業に深く関わって来た独占企業であり、秘密主義が濃厚な会社です。



スケッチ／武富泰毅

いったいどのような品質のものが玄海原発3号機に装荷されているか、アレバ社しか知りません。九州電力は、多くの住民を巻き込んで福島事故後も、得体の知れない燃料の利用を続投しようとしているのです。

アレバ社は最近、品質保証の欠落で国際的に大問題を引き起こしています。自社が製造した幾つもの原子炉圧力容器の材質が不良品であることが発覚されたのです。フランスの原子力安全局ASNの審査プロセスにより品質の欠落が見つかったのは、深刻なことに、建設中の原発に設置された後でした。

アレバ社はMOX燃料に関して、今まで日本側からウラン燃料と同様の品質を要求されても、それでは不合格ロットの頻度が高くなることが予想されるとし、要求を拒否しています。このように、アレバ社で作られた玄海原発3号機のMOX燃料の品質は、深く憂慮すべきものです。

4.

さらに、MOX燃料は使用済燃料プールとの関係でも深刻です。

今年の7月21日、米国の「憂慮する科学者同盟」の上級科学者で佐賀にも来ている、エドウィン・S.ライマン博士が福井県の高浜町を訪れて下さり、高浜原発のMOX燃料利用に関して、高浜町の防災安全課の課長と会って下さいました。博士は、MOX燃料の安全性について、数多くの未解明問題があり、もっと研究が必要だと訴えました。そして日本の原子力規制委員会は福島事故の教訓に耳を傾け、情報のない中で、日本でのMOX燃料使用を認可してしまうことのないようすべきであると熱心に語りました。

私にとって特に響いている内容があります。日本の規制当局がMOX燃料に関して1998年に認可を下ろした後、事故時のMOX燃料の振舞いに関する実験などが国際的に行われていることを博士は紹介し、にもかかわらず、当局はこれらを考慮せず、MOX燃料の使用を進めようとしていると言ったことです。

ライマン博士は、憂慮する科学者同盟が最近情報公開法に基づく請求を行った結果公開された米国政府の2011年3月25日日付の資料も紹介しました。それは3月11日直後、米国政府は福島事故が最悪の展開をした場合、東京の米国大使館を始め米国市民の避難がどのように必要になるかについて、サンディア国立研究所に分析を依頼したときの内容です。公開されたのは、

使用済み燃料プールが破壊される最悪事故になれば、首都圏まで巻き込む驚異的な広さの地域が避けられなければいけないことがわかる地図等でした。

福島事故の一つの教訓は、使用済み燃料プール事故の恐怖です。博士は資料に基づいて、使用済み燃料プールに使用済みMOX燃料が多く入っている状態でプールの冷却水喪失事故が起こった場合、普通のウランの使用済み燃料の場合より速く対策を取らなければ大惨事へと進む、つまり大惨事が起こり出すまでの時間がもっと短いのだと説明しました。情報公開された米国政府の資料にも、使用済みウランと使用済みMOX燃料の比較研究を行うよう提言が書かれています。

これを聞いた高浜町の防災安全課の課長が、炉の中のMOX燃料の危険性については聞いていたが、使用済み燃料プールの話は初めて聞いた、と発言したことがとても印象的でした。日本は福島事故が起きたのに、あまりにも国際的な最新情報を取り入れないまま、今ブルサーマル利用に突入しようとしているのです。

企業が、営業されている地域で取るべき姿ではないと思います。とても心配です。

5.

2011年3月11日、福島原発事故の悲惨な状況をテレビで目撃したその瞬間、これからの40年、50年、そしてそのまた先の苦しみが頭の中を走りました。九州電力の玄海原発による事故被害、とりわけ3号機にはMOX燃料が使用されることにより起こりうる被害、その苦しみが起こらないよう絶対に未然に防ぎたい。その気持ちで私は今日この法廷に立っています。自分の立場から、原発の大事故が再び起こらないよう努力する義務があると思っています。後悔したくありません。一昨日昨日2才になった孫の顔を見ながら痛感します。

でも、裁判官、次の大事故を防ぐための人手が全然足りません。知識や社会的力を持つ人達のあまりにも多くが沈黙しています。

人々と自然を原発の運転再開からくる脅威から守って下さい。とりわけMOX燃料を使う3号機を動かさないようにしてMOX燃料利用の脅威から守ってください。後悔のない判決を出してください。誇れる判決を出して下さい。



左右
交流会で語る青木一さん
報告集会で語るアイリーンさん

「おにぎり隊」お疲れ様でした! (福岡高裁MOX控訴審)

福岡高等裁判所でのMOX控訴審はまた新たな裁判ということで不安と緊張とそして、準備の段階でも分からないことばかりでした。しかし、打ち合わせを何度も繰り返し進めて、当日の裁判所の担当者も親切な対応で混乱もなく終えることができました。

とりわけ、報告集会後の交流会は福岡の「おにぎり隊」と称した女性群がおにぎりや豚汁を裏方で準備してくださいました。「おにぎり、とってもおいしかったよ!」

と何人もの皆さんからも声がありました。

美味しいものを食べる度に思います。日本中のお米が、お野菜がいつまでも安心して食べられますように、と。

これからもみんなで、「原発いらない」の声を挙げていきましょう。

今後何かとよろしくお願い致します。みなさんお疲れさまでした。

■ 法廷スケッチを担当して

福岡市西区在住の竹田浩二です。玄海原発に関して具体的に行動したのは、2009年5月「ストップ！プルサーマルNOMOXフェスタ」からです。同年10月には福岡市で「プルサーマルよりカーニバル！」の実行委員をやりました。プルサーマル反対の動画や福岡市天神で行ったデモの動画をアップしたり、九電本社前のテント村に参加したりしていました。しかしながら、同年12月にはプルサーマルが稼働し、とても残念な思いをしたのです。

裁判の会については、「そいぎ1号」の「プルサーマルとは？」を書いたのは私で、小山先生のご指導をお受けながら悪戦苦闘して記事を仕上げたことがありました。大変勉強になりました。

さて、この度、9月の福岡高裁控訴審では、私が法廷画の担当になりまして、生まれて初めて裁判所の中に入りました。

一般傍聴席の最前列の中央に座ることができました

竹田浩二

が、なかなか緊張するもので、スケッチブックを取りだし、テスト的に鉛筆で線を描いてみたり、消しゴムで消してみたり、そんなことをしながら呼吸を整えていきました。

鉛筆を走らせた時間はわずか15分程度。裁判官3名と被告側2名を線画で描いたところで閉廷。スケッチを描くことに集中してしまっていて、法廷でどんなやりとりがされていたのかは、まったく耳に入らなかったのですが、こんなにあっさり終わるのかと大変驚いたものです。

その後、記者会見の会場となる教会まで移動。マスコミも集まり、控訴審のことについて、意見表明や質疑応答が行われていました。それを横目に、「どうやってスケッチを仕上げるか」が、このときの私の課題でして、記者会見場の外の階段に座って、仕上げに取り掛かり、髪の毛と服を黒く塗って、少し影をつけて、完成。石丸さんに無事に提出できました。法廷画を作成するという形でお役に立てて良かったです。

■ 子育ての延長線上に貫きたいもの ~ 『今、風は』 通信創刊 ~ 小林榮子

人生には3つの坂があると良く聞きますが、私たちは3月20日のあの瞬間、『まさかの坂』を駆け落ちるような体験をしました。それでも『負けた気がしない。あちらが逃げたんだ!』と心に刻んでいます。私たちの運動は理不尽と不条理の中で挫折感と絶望感を感じながらそれでも前を向いて生きていくしかない歯を食いしばっています。

ともすると仲間の意見さえも時々さまざまにぶつかり合います。効率よくとか合理性を訴える意見も出たりもしますが、私たちの反原発運動は計算通りに結果に表れないことばかり。たとえ計算して計画を立てても予定通りになることはごく稀です。まさにそれは、“子育て”の延長線上の運動だと感じてやってきました。さまざまな障害を乗り越えるために遠回りの紆余曲折ばかりで歩いてきました。

そんなある日、石丸代表との『ぶっちゃけ座談会』。

そこで78歳の男性との出会いがありました。帯の部分に「言わずに死ねるか!」と書かれた『これが庶民の怒りだ!』という彼のエッセイ集を手渡されました。地元の金権政治にチクリとメスを入れたチラシのポスティングを毎月25000部、11年間ずーと継続されてきたそうです。そこで私たち二人はほぼ同時に『そうだ!オバサン目線のチラシを作って配布しよう!』とひらめいたのです。

原発問題はとにかく難しい!頭が痛くなるような物理の問題に四苦八苦です。でも絶対に知らせたい真実があり、報道されていない現実があります。

『分かり易さのオバサン目線』を起点に、福岡を中心にした心ある仲間が賛同してくださり、マンガやイラストを担当してくれる若い女性二人も加わって、何度も校正に次ぐ校正を繰り返しながらようやく『今、風は』通信創刊号が誕生しました。

『今、風は』通信創刊号。A5版4ページ。配布して下さる方、お店などに置いて下さる方、連絡をください!! アイデア募集しています。

常に行動する時、大人の選択と自分自身の魂が試されていると感じます。そしてそれがどんなに非効率でも合理性に欠けようとも日常の中で貫きたい子育てと同じ『アガペの愛＝無償の愛』があります。怒りの裏側には『大きな愛』があり、『愛こそ行動!』だと思っています。

そしてそれは、弁護団の先生や全国の原告の皆さん、そして支える会の皆さんやサポーターの皆さんの大きな支えが無ければならぬ出来ません。

私たちの小さな一歩いっぽのあしあととはこれからも続いてゆきます。

映画『首相官邸の前で』上映会
 小熊英二監督。“人々の力が日本を変えた希望の瞬間の記録”です。
 11月29日(日)上映13:30～ トークシェア15:20～
 福岡市立中央市民センター視聴覚室【限定70名】
 資料代:800円
 主催:今を生きる会／玄海原発プルサーマル裁判を支える会 問合せ:070-5276-1949(オオツ)

☆裁判コラム☆ 諫早湾干拓をめぐる開門訴訟は? 荒川謙一

1989年農水省が「諫早湾干拓事業」を着工。「広大な干拓地を得ると共に農地冠水被害(塩害)防止、農業用水も確保」という名目で「営農計画」を奨励、総工費2,533億円、諫早湾奥に全長7kmに及ぶ潮受け堤防が建設、1997年4月水門が閉じられた。その後、二枚貝タイワキの死滅、海苔色落ちの漁業被害が発生し、原因は干潟の浄化作用が機能不全の為と漁業者が訴え、2004年佐賀地裁は工事中の仮処分申請を認めた。しかし、国の訴えで福岡高裁は2005年仮処分解除し工事再開へ。開門派の本訴に佐賀地裁は2008年水門開放を認める判決。2010年福岡高裁もこの一審支持、国(菅直人政権)が、上告断念して確定した。

2011年4月、開門反対派の農業入殖者らは開門差し止め訴訟を長崎地裁へ提訴から、2013年11月開門差し止め、そして漁業者控訴人が開門を求めたが、福岡高裁は干拓事業と被害との因果関係を認めず、請求を却下したのである。同じ福岡高裁で2010年11月には「開門せよ」2015年9月7日「開門

認めず」の相反するあり得ない判決が起きてしまった。原因は、確定判決を守らず税金で制裁金を払えばいいとする無責任な国、政府対応は無茶苦茶である。最高裁で果たして判断できるのか? 福岡高裁の大工強裁判長は和議解決を取らぬ国を批判する無責任な発言をした。この国では、もはや国民主権や民主主義、三権分立は機能していないのか? 政権を取った者たちの身勝手な政治に市民は翻弄されているのか?

開門派の訴状には、裁判の主目的は、資源豊かな有明海の再生にあり、その答えは自然が示すと書かれている。政府は2008年の原判決の確定から2012年に農水省は開門5年間調査の約束を発表している。まず、これを守って調査を実施することが法のルールであり、自然ルールではないのか? 今、原発、基地、TPP食糧問題、特定秘密保護法やマイナンバー制導入による監視社会化など私たちの未来社会のあり方へ市民の正しい選択が求められている。

九電は住民説明会を開催せよ！ 知事は県民の命を国に丸投げするな！ 九電と知事への要請行動報告

●“フェイス・トゥ・フェイス”は詭弁！

九州電力本店要請行動

九州電力は玄海原発3・4号機再稼働に向けて、人員をシフトし始めました。

九電は川内原発周辺自治体議会から出される住民説明会開催要望を無視し続けて再稼働を強行しました。傲慢な九電に対して、10月6日、玄海についても公開の住民説明会開催を求める要請を行いました。

私達は「瓜生社長自らよく使われる“フェイス・トゥ・フェイス”というフレーズは全くの詭弁だ」と批判した上で、「玄海原発で万が一事故が起きれば、地域住民はもとより不特定多数の国民に多大なる被害を及ぼす可能性がある。当事者として説明責任を果たすのは当然のこと。玄海原発30キロ圏内の自治体すべてと、求めがあれば250キロ圏の自治体において、九電主催で公開の場で住民説明会を開催することを求める」と要請しました。

娘と孫が福岡に避難している福島県郡山市の橋本あきさんも同席。「福島の実態を見ているのか！市民の声に真摯に答えてください」と訴えました。

1か月以内の回答の場を求めましたが、時期について明確には答えませんでした。

また、昨年11月までに出していた私達からの質問への回答もまだ受けていないこと(2月に要点をFAX送信もしている)について指摘すると、完全に忘れていたようでした。非常識な話です。この対応も求めました。

なおこの日は当初「狭いスペースでしか対応できないから2、3人で」と制限されそうになりましたが、「命にかかわる問題だからこそ、私達も仕事や家事の合間を縫ってでも直接顔と顔をあわせてあなた達に伝えたくて来るのだ。部屋をちゃんと用意してほしい」と強く訴えたところ、いつも交渉を行う部屋を用意されました。

平日の朝9時半。市民がそんなにたくさん集まれるわけもなく、参加者は14人。たったそれだけの人数でさえも、九電は何を恐れているのでしょうか。

市民の声に真摯に向き合おうとしない姿勢の1つ1つが、九電への不信感になっていくことを、自覚していたきたいと思います。



10月6日 九州電力本店要請行動

●「佐賀のことは国が決める」のですか？

佐賀県知事要請行動

10月9日、山口祥義・佐賀県知事あてに、玄海再稼働に関する要請行動を行いました。

今回提出したのは2つの要請・質問書。1つは「九州電力に住民説明会開催を求めるなど 知事は国追従でなく県民の命を最優先にしてください」という要請書。もう1つは、知事の責任や避難計画についてのこれまでの“はぐらかし”回答に対する『佐賀のことは国が決める』のですか？県民の命を丸投げせず、真摯に回答してください」という質問書。

九州電力が住民無視の姿勢を続ける中、山口知事は住民説明会のあり方、地元同意の範囲などについて「国が決めていくこと」を繰り返すばかりです。「佐賀のことは佐賀で決める」「県民に寄り添う」という知事選の時のスローガンはどこへやら？県民の命を国に丸投げするな！県民の命を守る立場に立って、九電や国と対峙すべきです！まずは、九電に当事者の責任として県内全20市町において、公開の場で参加制限なく住民説明会の開催するよう求めるべきだと、強く要請しました。

前回質問はスクリーニング、放射能汚染廃棄物処理、安定ヨウ素剤、SPEEDI、事故時の知事の責任、避難計画全体の認識など多岐にわたっていますが、知事回答が具体的に答えていなかったり、はぐらかしていたりだったので、今回も継続して追及しました。

象徴的なのが「SPEEDIを使わないこととし、実測値で放射能に汚染されたことを確認してから避難指示を出す」という国の方針の下、県もSPEEDIを使わないとしたことです。前回、理由を尋ねましたが、回答は国の方針を説明するだけでした。しかし、7月29日には全国知事会がSPEEDIの活用を求めて国に要望を出しています。そこで「全国知事会の場で山口知事はSPEEDIの活用について反対意見を出したのか。知事会の考え方は誤りか」と再質問しました。心ある全国の知事とともに、国にモノを申すべき！山口知事の国追従の姿勢にはあきれかえってしまいます。

また、複合災害時に孤立する危険性のある集落の問題、避難時に使用するバスの運転を民間バス会社から自衛隊に変更するといったことと関連してバス運転手や自



10月9日 佐賀県知事質問要請行動

治体職員の年間1ミリシーベルト引き上げ問題なども新たに取り上げました。

なお、前回質問要請書を提出したのは5月22日。回答は9月24日付でした。4か月も待たされたことは、私達県民の原発に対する不安や危機感を軽んじているのではないかと抗議しました。その挙句に、はぐらかし・曖昧な文書回答。さらに要請時も「話を聞いて、受け取る」だけで、その場で中身について回答しないという佐賀県の態度では、意思疎通が図れないとして、話し合いの場を持つことを今回も強く要請しました。

2011年の“やらせ”騒動後、玄関ロビーで立ちっぱな

しでの要請行動を強いられました。声をあげ続けたことで去年11月から3年ぶりに部屋で対応されるようになりました。話し合いの場も、粘り強く声をあげ続けます。

原発は他の災害と違って、放射能の問題です。福島原発事故の責任もとらない国が「事故が起きたら全責任を持つ」と言いますが、放射能汚染から水や大地を守れるはずがありません。

佐賀県、国、九電は、放射能の危険性や、いざという時に住民の命をどう守ろうとしているのかについて、まずはきちんと説明すべきです！

九州電力社長と佐賀県知事あての要請文（抜粋）

**事業者の当然の責任として
公開の住民説明会の開催を求めます**

2015年10月6日
九州電力(株)代表取締役社長 瓜生道明様

・・・次に再稼働をもくろむ玄海原発においては、九電主催の住民説明会の開催について、瓜生社長は9月4日の記者会見において「現時点で考えていない」と否定されました。

玄海原発でひとたび大事故が起きれば、私達の故郷が放射能によって汚染され、二度と帰れなくなるのです。命が傷つけられるのです。被害者になる可能性のある地域住民に対して、住民説明会を自ら開催し、事業当事者として当然の説明責任を果たすことを拒否する貴社の態度に不信感を覚えます。社長自らよく使われる"フェイス・トゥ・フェイス"というフレーズは全くの詭弁ではありませんか。

2005年のブルサーマル説明会や2011年の再稼働説明番組において古川康前佐賀県知事と共に『やらせ』事件を引き起こし、住民を欺いたという事実を私達は決して忘れていません。『自主・民主・公開』をうたう『原子力基本法』にも反するこの行為に対して九電は、社会的、道義的責任を果たす重大な義務があることをもう忘れてしまったのでしょうか。

【要請事項】

貴社は営利を目的とした民間の一企業にすぎません。しかし、一般企業と違って電力会社は特別な企業として、国の基準を盾にとつてあらゆる面で保護されています。私達は、フクシマの事故の責任は誰一人取っていないことに怒りをぬぐえません。玄海原発で万が一事故が起きれば、地域住民はもとより不特定多数の国民に多大なる被害を及ぼす可能性がある玄海原発の再稼働に関し、九州電力が説明責任を果たすのは当然のことです。

玄海原発再稼働について、原発30キロ圏内の自治体すべてと、求めがあれば250キロ圏の自治体において、貴社主催で公開の場で住民説明会を開催することを求めます。

**九州電力に住民説明会開催を求めるなど
知事は国追従でなく
県民の命を最優先にしてください**

2015年10月9日
佐賀県知事 山口祥義様

・・・説明会の持ち方は「基本的には国が決めていく」(9月8日の記者会見)とも言われました。「地元同意の範囲」についても「決めていくのは国」(8月19日記者会見)だと、国追従の姿勢を見せています。

また、伊万里市の求める「立地自治体並み安全協定の締結」についても「九電さんと伊万里市さんの話だ」(8月19日記者会見)として、他人事のような姿勢です。

知事は「佐賀のことは佐賀で決める」「県民に寄り添う」をスローガンに知事選に勝利されました。また、「県民の安全を守ることが佐賀県知事である私に課された使命だ」(9月24日付の私達への回答)とも言われました。しかし、この9か月の発言や行動を見る限り、それらの言葉に実態が伴わず、県民の命を最優先にする姿勢が感じられません。「やらせ」事件をはじめとして古川・前県政時代に醸成された佐賀県の原子力行政に対する不信感はまったくといっていいほど払拭されていないのです。

【要請事項】

国も佐賀県も「もし事故が起きたら、国が全責任を持つ」と言いますが、放射能汚染から水や大地を守れるはずがありません。玄海原発で事故が起きた時に、佐賀の水と大地、県民の命をどう守るのでしょうか。

九州電力に対して、佐賀県内全20市町において、九電主催で公開の場で、参加制限を設けることなく住民説明会を開催するよう求めることを要請します。

安定ヨウ素剤は？避難バスは？～10月9日付知事あての質問書から

■安定ヨウ素剤の事前戸別配布

福島の子供たちの中で甲状腺がん及び疑いが検査対象の38万人のうち137人となりました。放射性ヨウ素を体内に吸収してしまい甲状腺に蓄積したことが理由として考えられます。このような事態を絶対に許すことができません。

安定ヨウ素剤を放射性ヨウ素が取り込まれる前に飲む

【佐賀県内の対応】

5キロ圏内(玄海町・唐津市) 事前戸別配布

5～30キロ圏内

玄海町 町役場と値賀出張所の2か所に備蓄

唐津市 27か所に備蓄(市役所、8支所、2出張所、離島の各診療所、10キロ圏内の9小中学校

(10キロ圏外は市町村合併前の旧役場(支所)のみ)

伊万里市 38か所に備蓄(市役所、全13公民館、全24小中学校)

30キロ圏外 配布も備蓄もなし

ことは、高い阻止効果があり、事故時の備えとしてヨウ素剤を手元に置いておく必要があります。しかし、国の指針では「5キロ圏内＝事前配布」「30キロ圏内＝備蓄」「30キロ圏外＝準備は不要」となっています。



安定ヨウ素剤
大人は2錠
3～13歳は1錠

3歳未満児用粉末の備蓄

玄海町 町役場1か所

伊万里市 市役所1か所

唐津市 市役所、8支所、7離島診療所

※薬剤師等が粉末をシロップと混ぜて調製して液状にして服用させる。

●30キロ圏外への配布をなぜしないのか？

前回の知事回答「ブルーム(放射能の雲)の到達を観測してから安定ヨウ素剤の服用を指示しても十分な効果が得られないおそれがあることから、効果的に実施可能な防護措置であるとは言えない」

今回質問「放射能は30キロにとどまるわけがない。ブルームが到達してからの指示では間に合わないからこそ、30キロ圏内外の全県民に事前配布する必要があるではないか。あわせて、SPEEDIによる予測は効果的に服用する上で極めて有効」

●3歳未満児への配布はどうするのか？

大人よりも大きな影響を受ける3歳未満の乳幼児に服

用させる粉末剤は、役場、支所などだけにしか備蓄していない。事故が起きてから調剤して配布するのでは、とても間に合わない。

今回質問「具体的にどう配布するのか」

●配布・服用指示を市町の判断できるのでは？

前回の知事回答「国の指示に基づく」

県の防災計画には「県あるいは市町の独自判断で配布・指示ができる」とも記載されている。福島では国からの指示が届かなかったり、県知事が指示を出さなかったりして、住民が服用できなかった事例が多くあった。

今回質問「いち早く服用するために、市町の独自判断で服用させることができると、周知徹底すべきではないか」

■住民避難バスの運転を自衛隊に変更。被ばく限度を引き上げてはならない！

車両がない住民が避難する際に使われるバスの運転について、民間のバス運転手ではなく、自衛隊に協力を求めるという佐賀県の方針が県議会で明らかになりました。

実測値で高線量の放射能が観測された場所へ救出に向かうわけですから、民間人の年間被ばく限度の1ミリシーベルトを超えさせないようにするのは、非常に困難なことです。

住民や避難業務にあたる労働者の被ばくを容認してはなりません。県知事に質問しました。

①自衛隊員の被ばくが心配…。自衛隊などは100ミリという高い基準になっているが、救出任務の際にどのような防護措置がとられるのか。

②そもそもバス車両は足りるのか？玄海原発30キロ圏内は佐賀県民19万人が住んでいます。自動車保有台数等から割り出して、1割がバスを必要とした場合、約2万人となる。県内には650台のバスがあるが、すぐに避難に利用できるわけではない。

③バス事業者から自衛隊にはどこでバスを引き継ぐのか？

被ばく線量の上限



単位:ミリシーベルト

毎日新聞より

- ④自衛隊は他の任務もある。原発複合災害時、原発事故収束や自然災害の救助・復旧任務等もあるが、避難バスの運転に何人の動員を確保したのか？
- ⑤知事は1ミリシーベルト引き上げに反対するか。政府は原発事故時に住民の避難誘導に従事するバス運転手や自治体職員らの被ばく線量の上限を現行の年1ミリシーベルトから引き上げる方針を決め、7月6日から検討会合を開始した。運転手や職員の命を守るために、引き上げてはならない。

★昨年の県議会で前知事は「(30キロ圏の住民はどこに避難するのかという自分の身を守る一番基本的な事柄すらまだなかなか周知ができていない中で、ヨウ素剤を5キロ圏外に事前戸別配布するべきではない」と発言しました。

住民が避難の困難さを知ったら、「そもそも原発はいらない」という世論が高まってしまふことを、国や県は恐れているのではないのでしょうか。ヨウ素剤をはじめ避難計画について、自治体は住民にもっと具体的に知らせなければいけません。住民サイドからどんどん明らかにさせていきましょう。

原子力災害避難計画は「被ばく計画」

私たちは、3.11前から原発の事故が起きればどうなるのか、漠然と心配していました。しかし、フクシマの原発事故は想像をはるかに超えその甚大さを知り、今も「信じられない」という思いです。二度と原発事故を繰り返してはならないと強い思いです。田中委員長自ら「適合性を見るが安全とは言わない」と国民に対し無責任な発言をしています。川内原発再稼働は住民の気持ちを踏みしり、福島の人々を切り捨てた許しがたいことです。

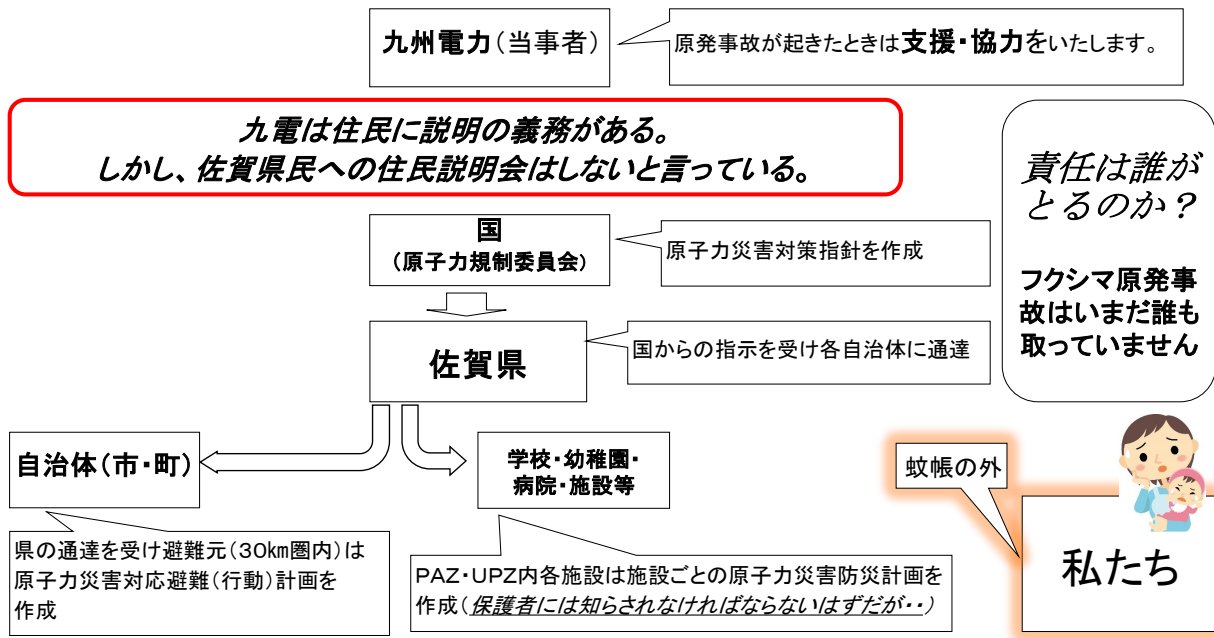
私たちは、2年前から、大事故を想定しての原子力災害避難計画検証をしてきました。フクシマの事故でも見るように事故は突然起きるものです。自治体や学校、保育園幼稚園、病院、住民が集合する機関、一人暮らしの人、障害がある人、妊婦さん、車の無い家、家畜や動物を飼っている家など、きりが無い状況をどう対応するというのか、安全に避難できると住民に説明がなければならぬ重大な計画です。

私たちは、3.11で原発事故は一刻も早く逃げることにしかないと学びました。しかし、「原子力災害対策指針」は国民を被ばくさせる計画となっています。当事者である電力会社は、避難計画には「支援します」となっています。国、県は「議会が住民の代表」として、重大なことでさえ住民には知らせないままです。九電は再稼働について「住民への説明はしない」と公言しています。「なぜしないのか」と聞いても、九電、佐賀県からは返事にならない返事しか返ってきません。

命を守るために、皆さんもぜひ九電や佐賀県へ聞いてみてください。

国・原子力規制委員会 TEL:03-3581-3352
 佐賀県消防防災課 TEL:0952-25-7362
 原子力安全対策課 TEL:0952-25-7081
 九州電力本店 TEL:092-761-3031

原子力災害避難計画(放射能から逃げる計画)の流れ



放射能被害は誰も責任をとれない！ 法廷外の活動報告

●提訴5周年活動報告会

6月28日、提訴5周年活動報告会&『ブッダの嘆き』上映会を行いました。

報告会では、MOX結審・判決をはさんだこの1年と、提訴からの5年を振り返りつつ、明日からの行動に向けた報告や提案がなされました。

原発を再稼働させないために、今、一人ひとりが、それぞれできることをやっていく。裁判の会をみんなで支えていく。こんなことを再確認できました。

『ブッダの嘆き』では、原発は事故が起きなくとも、そのはじまりから放射能が命を傷つけるということ、原発が続くことを許す限り私達は加害者であることを、まざまざと思い知らされました。提訴5周年の節目に、反原発の想いを新たにさせられました。

◆原発は誰かの犠牲の上にしか成り立たない 『ブッダの嘆き』を見て (池天平 福岡市)

提訴5周年活動報告会&ブッダの嘆き上映会に行きました。裁判の会の活動には本当に頭が下がります。少人数の座談会から政府交渉まで、僕たち市民の代表として、そして一市民として常に闘っています。3月20日の不当判決を受けても、その姿勢は変わることなく、全ての原発が廃炉になるまで続いていくのだと思います。(早くその日が来ることを願いつつ)

映画は、インドのジャドヴゴダという街のウラン鉱山周

辺に住む人々の暮らしや、健康被害を生々しく描いています。

投棄ダムと言われる広大な土地に、大量の廃液を直接捨てるというあり得ない事が行われています。

イエローケーキ(以下引用:ウラン精鉱ともいい、ウラン鉱石から大部分の不純物を除いたもので、酸化ウランU3O8を40-80%程度含んでいる。粗精錬の製品の総称で黄色の粉末でケーキ状のためこの名がある)。このイエローケーキを1kg作るのに、何千トンという廃液が垂れ流しになっています。

そんな投棄ダムで水浴びをし、遊び回る子ども。獲れた魚を食べる人たち。住民には、骨格異常、多指、少指、皮膚病、ダウン症、白血病、ガンなど様々な健康被害が起こっています。

ある女性は、今まで3人妊娠したが2人は流産。1人は生まれて8ヶ月で亡くなった。と。「子どもを産めない女なんて…」と自分を責めていました。彼女が何をしようか？彼女にもその子どもにも何の罪もありません。

そんな現状に、住民から反対運動が起こります。

詰め寄る住民に鉱山管理人は「俺はここで30年以上働いてるが健康だ。デマを言うんじゃない」と薄ら笑いを浮かべて一蹴します。「安全対策は万全で、住民のみなさんに害はない」と、どこかの国と同じようなセリフ。

さらに、土地の強制接収が始まり、反対していた住民の家を一夜にして破壊してしまうという暴挙。日本よりさらにひどいインドの現状。

ウラン鉱山で働く人たちには、マスクも渡されず、線



『ブッダの嘆き』

(56分、1999年制作、インド)

■映像貸出 アースビジョン地球環境映像祭事務局/一般財団法人地球・人間環境フォーラム
各地で上映会をお願いします!

6月7日以降の活動経過

■6月

- 7 裁判ニュース第17号発行
- 9 座談会・佐賀
- 12 座談会・福岡
- 25 九電株主総会
- 28 提訴5周年活動報告会・『ブッダの嘆き』上映会
- 29 川内再稼働政府交渉

■7月

- 7 川内原発核燃料装荷抗議宣伝
- 18 高木基金成果発表会
- 23 ヨウ素剤自治体アンケート
- 24 佐賀県バス協会、唐津・昭和バス労組、唐津市七山支所訪問
座談会・佐賀
- 26 原子力防災を問う全国の集いinかごしま
- 27 鹿児島・避難計画行動同行

■8月

- 9 川内原発ゲート前集会
- 10 川内1号機起動抗議・九電本店前行動
ピースボート玄海町案内
- 11 川内起動抗議・佐賀玉屋前街頭宣伝
- 20 佐賀県女性議員政策研究会にて避難計画報告
- 21 座談会・熊本県山都町
- 27 福岡司法記者クラブ記者レク

■9月

- 7 MOX第1回控訴審
- 11 全基差止・行政訴訟・仮処分裁判
- 16 座談会・佐賀グリーンコープ

■10月

- 1 熊本県山都町職員組合女性部学習会
- 6 九州電力本店要請行動
- 9 佐賀県知事要請行動
- 14 座談会・福岡
- 15 川内2号機起動抗議声明・佐賀玉屋前街頭宣伝

量を計るフィルムバッジもなし、健康診断も行われな
ない。原発から出た廃棄物を入れたドラム缶からは廃液
が染み出し、そのドラム缶を素手、素足で運ぶ労働者。

原発で電気を作るという事は、誰かの犠牲の上にか
成り立たないという事です。

そんな発電方法を許容していいんでしょうか？電気
を作る方法は他にたくさんあります。何故政府、電力会社
は命や生活を犠牲にする原発をやめられないんです
か？推進派のみなさん、ぜひ教えてください。

●高木仁三郎市民科学基金 成果発表会

7月18日、『高木仁三郎市民科学基金2014年度助成
研究成果発表会』が東京で行われました。裁判の会
では2014年度、「玄海原発事故時における自治体の避難
計画の実効性の検証」の調査研究活動について40万
円の助成金をいただきましたので、発表会において報
告をさせていただきました。15分の発表に加えて、10分
の質疑時間では9人もの方から質問・コメントが出る
など、熱心に聞いていただきました。

避難計画については、これまでニュースやHPで報告
してきましたとおり、自治体、福祉施設にアンケートや面
談でまわったり、避難所や避難路の実地検証、避難訓
練見学などで確認・検証しながら、避難計画が机上の
計画であることを具体的に明らかにしてきました。

川内「再稼働」の急展開、玄海MOX裁判不当判決な
ど、この1年はあわただしい中でしたが、「避難計画」
を時宜にかなったテーマとして実践的な調査活動を進め
ることができました。玄海原発を止めるために、引き続き
避難計画問題に取り組んでいきたいと思います。

助成をいただいたことに対して、高木仁三郎市民科
学基金を支えるみなさまに感謝申し上げます。

成果発表会全体としては・・・福島の子どもの尿検
査、放射能測定のために創意工夫で改善を重ねるエア
サンプラーの開発、原子力規制委員会への徹底した監
視活動...等々、市民の地道な粘り強い科学的な取り組
みが続々と報告され、市民の行動が社会を変えていく
原点だということを再認識させられました。

“脱原発貯金箱”

あなたの家にも置いてみませんか？

○負担感なく会費が貯ま
る!

- ・一日たった30円をチャリ
ン。一年間で原告会費の
おつりが来ます。
- ・支える会費なら一日
たった15円をチャリンで
OKです。



・そうして裁判の会を負担感なく支えられます。そし
て楽しく。

○何かしなくてはいけないけど何をしたらいいか分
からない方にお勧め!

例えば、新聞で安倍首相のコメントに腹が立った
けど自分は動けないときに、この怒りは1000円、だ
とか、300円だとか、チャリンと入れて下さい。貯ま
ったお金はご自分の脱原発学習会の費用にしたり、
デモに出かける交通費にしたり、脱原発のため、
色々有効に使えます。

みんなでチャリンチャリンと、裁判運動を支えて下
さるとなお嬉しいです。

○ご友人やお店のレジ横などにもお勧め下さい!

・カンパを含め、1個100円(+切手代82円)でお送り
します。

・裁判の会のHPからもダウンロードできます。

あなたにも、私にも
できる事はあります

- ①知ろうと努力すること・・・
- ②知った事を、一人でいいから
伝えてみる・・・
- ③解らないことは、聞いてみる・・・



川内原発1・2号機再稼働はフクシマの甚大な犠牲を踏みこじるもの。
断じて許すことができない！事あるごとに声をあげてきました。

(写真左)7月27日、鹿児島県庁に全国の仲間と申し入れ。

(中)8月10日 川内1号機起動直前、九電本店前にて抗議行動。要請書受け取りを拒否されました。

(右)8月11日、川内1号機起動。佐賀の街中で市民一人ひとりに訴えました。

3.11の事故で国民は学んだ。「原発事故は起きる」「原発事故は地球を滅ぼす」「ほかの事故と全く違って、厄介な放射
能が生活圏に降り注ぐ」そんな原発はもういらぬ!

事務局リレーコラム

佐賀平野から 塩山正孝



今年3月20日のMOX裁判判決では、あの裁判長には内心期待をかけていました。ですから、全面棄却の言葉には本当に愕然としました。“熱心”のように見えたイメージから、あの真逆の判決は想像もつきませんでした。現実には厳しいものですね。しかし負けてはおれません。気持ちはすぐに切り替えて現在に至っています。

今年4月から佐賀市川副町の地元で班長と自治会長の二つの役をいっぺんに引き受けましたので、いろいろ大変です。その上、この町にある佐賀空港にはオスプレイ配備の問題が飛び込んで来ました。こんなにのんびりした佐賀平野にあんなものが居座ってしまったら、自然環境は一変してしまうことは間違いありません。

隣町の東与賀の干潟は最近ラムサール条約に登録されました。いろんな珍しい渡り鳥が飛来して来るとても貴重な自然があります。来年には佐賀平野では世界バルーン競技大会が開催されます。そして毎年世界各国のバルーンのパイロットたちが佐賀平野の天空を飛びまわることを楽しみにしているのです。さらには、川副にある三重津海軍所という幕末の跡地は世界遺産に指定されました。佐賀には素晴らしい自

然と歴史・文化があるのです。

しかし、我が佐賀県知事はオスプレイについて「今は白紙の状態」という答弁で自分の考えを明言しません。原発の問題と同じです。毅然とした反対の言葉は全くありません。このままだと、国が本格的に要請をして来たときには、すんなりと受け入れてしまうことになるだろうと予想されます。また裏切られるのが目に見えるようです。

ミスター安倍は自分自身の夢の実現のために、多くの国民の反対意見を無視して開き直ったような笑いを浮かべながら安保法案を成立させ、国民を危険な道へと導いています。そして沖縄でも、県民の怒りをよそに“粛々”と新基地建設計画を強行しようとしています。恐ろしいことに「一億総活躍」などと、彼の饒舌な口からまるで戦時中に発せられたような言葉まで飛び出て来ました。

原発の問題も、オスプレイの問題も、私たち住民の問題です。そこにいる住民が無関心では、「どうぞ、お任せします」と言っているのと同じです。“おまかせ”を止めて、私たちが力強く声を上げないわけにはいきません！（会計担当）

お知らせ

**12.2反プルサーマルの日 2015
みんなで歩く玄海町**

2009年12月2日、玄海原発3号機で日本初のプルサーマル運転開始。私達は理解も納得もしていない。6年目の今年の12.2も玄海町で共に行動しませんか。

- ★12月2日(水)10時 玄海町役場集合
- 10時半 ポスティング、戸別訪問開始
- 午後 玄海町長へ要請、全体集会

玄海原発防災・避難訓練 見学しよう！

★11月28日(土)8時～昼過ぎ

玄海町をはじめ佐賀・福岡・長崎の各地にて。地域、学校、保育園・幼稚園、老人ホーム・病院の訓練等を見学して、避難計画の実際をこの目で確かめましょう！

あなたのチカラが必要です！

- 座談会しませんか？
原発のこと、命のこと。少人数で本音トークをしませんか。1人からでも、どこへでも行きますので連絡ください！
- 玄海町や市町を一緒に訪問しませんか？
- 作業いろいろ、ボランティア募集中！
- 水曜ミニシアター 毎週水曜日、事務所でドキュメンタリーの上映会をやっています。気軽におこしください！

会員数 (2015.10.17現在)	
全基原告	123名
MOX控訴人	98名
行政訴訟原告	382名
仮処分債権者	90名
支える会・サポート会員	889名

次回裁判傍聴をお願いします！

**◆全基差止裁判・仮処分・行政訴訟
11月20日(金) 佐賀地方裁判所**

- 10時 門前アピール
- 10時半 行政訴訟第7回弁論
- 11時 全基差止第14回弁論
- 11時半 仮処分第17回審尋
- 12時 記者会見・報告集会(赤松公民館)

◆MOX控訴審 第2回口頭弁論

12月7日(月) 福岡高等裁判所

- 10時 門前アピール
- 11時 第2回口頭弁論
- 11時半 記者会見・報告集会
福岡弁護士会館(裁判所敷地内)

会員募集中！

- 年会費 原告会員1万円。支える会会員5000円。サポート会員一口1000円～。団体会員も歓迎！
- 振込先：郵便振替口座 01790 - 3 - 136810
玄海原発プルサーマル裁判を支える会
命を守るために長期戦覚悟！
カンパもお願いします！

●最新情報は以下をご覧ください。

ホームページ <http://saga-genkai.jimdo.com/>
フェイスブック <http://www.facebook.com/genkaijenpatsu>